

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山口享後援会から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成19年鳥取県選挙管理委員会告示第90号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成20年3月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 政治団体の名称 山口享後援会 報告年月日 平成19年3月8日 1 略 2 支出総額 <u>1,850,500円</u> 3 翌年への繰越額 <u>6,902,397円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 <u>1,240,000円</u> 事務所費 <u>1,240,000円</u> 政治活動費 610,500円 機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円 機関紙誌の発行事業費 610,500円 6 略 | 政治団体の名称 山口享後援会 報告年月日 平成19年3月8日 1 略 2 支出総額 <u>840,500円</u> 3 翌年への繰越額 <u>7,912,397円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 <u>230,000円</u> 事務所費 <u>230,000円</u> 政治活動費 610,500円 機関紙誌の発行その他の事業費 610,500円 機関紙誌の発行事業費 610,500円 6 略 |